

今回のテーマ：「交際費（法人税）と印紙税の改正」

1. 交際費（平成 26 年 4 月 1 日開始事業年度から 2 年間の予定）

下表のとおり、改正後の交際費は中小法人、大法人ともに、社外飲食費の 50%が上限なく損金算入できます。社外飲食費とは、得意先等社外関係者との飲食費をいいます。

＜資本金 1 億円以下の法人＞（資本金 5 億円以上の法人の完全支配会社等を除く）

区 分	交 際 費		
	社外飲食費		社外飲食費以外
	少額飲食費 ^(*)	左記以外	
現 行	損金算入	年 800 万円まで損金算入	
改正後 (選択適用)	損金算入	年 800 万円まで損金算入	
	損金算入	50%損金算入	損金不算入

(参考)・社外飲食費が年間 1,600 万円超の場合は 50%の方が有利

・どちらを選択するかは毎年判断すればよい

＜上記以外の法人＞

区 分	交 際 費		
	社外飲食費		社外飲食費以外
	少額飲食費 ^(*)	左記以外	
現 行	損金算入	損金不算入	
改正後	損金算入	50%損金算入	損金不算入

(*) 1 人当たり 5,000 円以下

改正後は、例えば「少額飲食費は会議費、交際費を社外飲食費とそれ以外（贈答費・慶弔費など）に区分」するなどの工夫が必要です。

2. 印紙税（平成 26 年 4 月 1 日以後作成分から）

(1) 領収証の非課税枠の引上げ



(注) いずれも消費税が明記されている場合は税抜金額で判定

(2) 契約書の軽減（不動産譲渡、建設工事請負）

例えば、契約金額が 1 千万円超 5 千万円以下の契約書の場合、

改正前 15,000 円 → 改正後 10,000 円 に軽減されます。